

相馬地方(相馬市・南相馬市・新地町・飯舘村)から福祉・介護職を目指す方をサポートします！！

相馬地方介護福祉士 養成貸付制度

この制度は、相馬地方から県内の介護福祉士養成施設に進学した方を支援し、相馬地方の介護人材の育成・確保・定着を図ることを目的として実施する貸付事業です。卒業後の就労状況によって、返還免除等の優遇を受けることができます。

貸付内容(裏面もご覧ください)

- ①住居費 月額3万6千円以内
- ②教材費 12万円以内(初回貸付時のみ)

貸付金の返還について

- ①相馬地方で福祉・介護職として
5年間働けば全額免除
- ②免除要件を満たさない場合は一括または月賦による
返還となります(詳細については裏面の8をご覧ください)。



【実施機関・問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

TEL:024-523-1256

＜相馬地方介護福祉士養成貸付事業詳細＞

1. 目的

この制度は、相馬地方(相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村)から県内の介護福祉士養成施設に進学し、養成施設を卒業後、相馬地方の福祉・介護施設において介護業務に従事しようとする方に対し、介護人材の育成及び確保並びに定着を図ることを目的としています。

2. 貸付対象者(次のいずれにも該当する場合)

- ①県内の介護福祉士養成施設に在学する学生
- ②相馬地方出身の介護福祉士養成施設の学生
- ③介護福祉士養成施設を卒業後、相馬地方の福祉・介護施設に勤める意思のある学生

3. 貸付募集人員

8名(予定)

4. 申請方法

募集期間内に在学する養成施設等を通じて、本会へお申込みください。

5. 貸付額(上限額)

- ①住居費 **3万6千円以内**
- ②実習等教材費(※初回貸付時) **12万円以内**

6. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

7. 貸付利子

修学期間中または福祉・介護施設で介護福祉士として就労期間中は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

8. 貸付金の返還

- (1)退学または卒業後1年以内に相馬地方の福祉・介護施設に就職できない場合、定められた期日までに「一括返還」していただきます。
- (2)相馬地方の福祉・介護施設に就職後、介護業務に5年間以上従事した場合は返還免除となりますが、5年未満で退職した場合は最長5年以内の月賦により返還していただきます。

【問い合わせ先】福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課 TEL 024-523-1256

ホームページアドレス: <http://www.fuikushimakenshakyō.or.jp>